

## Client Alert

28 October 2022

本アラートに  
関するお問い合わせ先



井上 朗  
パートナー  
03 6271 9463  
[akira.inoue@bakermckenzie.com](mailto:akira.inoue@bakermckenzie.com)



佐藤 哲朗  
カウンセラー  
03 6271 9740  
[tetsuro.sato@bakermckenzie.com](mailto:tetsuro.sato@bakermckenzie.com)



佃 浩介  
アソシエイト  
03 6271 9510  
[kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com](mailto:kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com)

## 米国司法省による企業犯罪取締指針の発表

2022年9月15日、米国司法省（以下「DOJ」）リサ・モナコ副長官は、DOJにおける企業犯罪の取締指針に関する新たなメモランダム（「第二モナコ・メモ」）<sup>1</sup>を発出しました。第二モナコ・メモは、2021年10月28日に発出されている、従来のDOJにおける企業犯罪の取締指針を変更するメモランダム（「第一モナコ・メモ」）<sup>2</sup>を補足し、より具体的な指針を示すものです。

モナコ・メモではDOJの検察官の今後の企業犯罪の捜査における指針が示されるとともに、米国で企業が犯罪の当事者又は関係者となった場合における企業の対応方針等も示唆されていることから、米国で事業を展開する企業にとって重要な意味を有している。

第二モナコ・メモは、以下の通り、大きく4つの点に分けて指針を示している。

### 1. 個人の責任についての指針

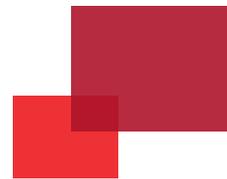
企業犯罪問題におけるDOJの最優先事項は、企業犯罪を起こし利益を得た個人の責任を追及することであり、企業の捜査協力に基づく罰金の減額が認められるには、企業は個人の不正行為に関連するすべての（秘匿特権の対象とならない）事実を適時にDOJに開示しなければならない。

個人責任を適正に評価するためには、DOJに提出する証拠に優先順位をつけるべきであり、不正行為に関わる関係者個人の情報および通信が優先順位の高い証拠の一つとなる。検察官は企業に要請する優先的な証拠を特定して指示する機会が多いが、検察官が優先順位の高い証拠を指示しなかったとしても、企業側で個人の不正行為に関する情報が最も重要であることを理解して証拠を開示しなければならない。検察官は、企業に対する調査を完了するにあたり、犯罪行為に至った個人を特定し、個人の正当な犯罪訴追を行うよう努めなければならない。

企業犯罪に責任のある個人が米国外の法域で訴追されることが、米国での訴追を先送りにすることを正当化することもある。今後、米国での訴追をしないと判断する前に、検察官は当該個人が他の法域で効果的な訴追の対象となる可能性が高いかどうかをケースに応じて判断しなければならない。検察は特に(1)他の法域の訴追に対する利益の強さ、(2)他の法域の効果的に訴追する能力と意思、(3)他の法域で個人が有罪になった場合に予想される刑罰その他の結果について考慮する必要がある。

<sup>1</sup> <https://www.justice.gov/opa/speech/file/1535301/download>

<sup>2</sup> <https://www.justice.gov/dag/page/file/1445106/download>



## 2. 企業の責任についての指針

### A. 過去の企業の違反行為の評価

国内外における過去の刑事・民事・規制上の解決を含む、企業の過去の不正行為を考慮することが、企業の犯罪行為に関する捜査の結論を出すための最善の方法の一つである。

一般的に検察官は最近の米国での刑事事件での判断と、同一の従業員または経営陣が関与した過去の不正行為を最も重要視すべきであり、10年以上前の刑事事件の判断や、5年以上前の民事事件、行政事件の判断は重視すべきでない。

### B. 企業による自主的な開示

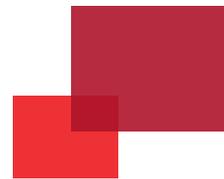
企業は、従業員等による不正行為を、DOJの知るところとなる前に気づいた場合、DOJに不正行為を開示することができる。DOJは、企業が適時に自主的な申告をしたことに対して、適切に評価する手段を確保しなければならない。企業の自主的な開示、全面的な協力、適時の犯罪行為の是正があれば訴追をしないこと、企業の自主的な開示と効果的で検証を経たコンプライアンス・プログラムを実施していればモニタリングを求めないことを基本原則とする。

### C. 企業による協力の評価

企業による捜査への協力は減刑要因になり得る。捜査協力の評価を得ようとする企業は、米国内外にある関連文書を適時に保全、収集、開示する必要がある。個人データ保護法などの外国の法律により海外にある文書の提出が困難な場合には、文書提出の法的な制限があることを主張し、代替手段を用意する責任は企業側にある。外国にある文書の提出を阻む外国法の問題を回避することに対しては評価が得られ、逆に積極的に外国法を理由に外国にある文書の提出を逃れる場合には、企業の協力への評価にマイナスに働く場合がある。

### D. 企業のコンプライアンス・プログラムの評価

企業のコンプライアンス・プログラムは、訴追に対する防御にはならないが、検察官の判断に影響がある。検察官は、企業のコンプライアンス・プログラムの適切性と有効性を、犯罪が行われた時と刑を科す時の2つの時点で評価する必要がある。それぞれのケースで同じ基準を用いるべきである。コンプライアンス・プログラムの評価要素で重要なものは、コンプライアンス・プログラムが十分に設計され、十分なリソースがあり、効果的に機能するような権限が与えられ、実際に機能していることである。さらに、不正行為を行った現在および退職した従業員や役員に対する金銭的なペナルティーを課すことが可能な報酬体系を持つこと、個人所有のデバイスやメッセージサービスにおける仕事上の通信の記録の保全をしていることも、コンプライアンス・プログラムの評価要因となる。



### 3. 第三者による監督

企業犯罪に対する処分として、企業に対する第三者による監督が有効な場合がある。監督処分が適切かどうかは、自主的な開示の状況、将来同様の不正行為を見つけ出すための有効なコンプライアンス・プログラムと内部統制の有無、コンプライアンス・プログラムや内部統制の十分な検証の有無などを見て判断する。監督人の選任は、一貫した透明性のある手続を採用すべきであり、誰もが入手できる文書に示された選定プロセスに従うべきである。さらに、監督人の責任と権限の範囲が明確に文書に定義され、企業との間で明確なワークプランが合意されていること、定期的にモニタリングの状況を検察官に報告し、必要に応じて検察官は監督条件を変更する必要がある。このようにして DOJ は監督人を監督する立場に立つこととなる。

### 4. 企業犯罪の取締における透明性への取組

DOJ の企業犯罪取締の優先順位とプロセスに関する透明性は、企業が強固なコンプライアンス・プログラムを採用し、不正行為を自主的に開示し、DOJ の調査に全面的に協力するように促し得る。

DOJ が企業犯罪を解決する合意書、典型的には有罪答弁合意書を締結する場合、その合意書には、最大限可能な限り(1)合意の根拠となる犯罪行為の事実および(2)合意を受け入れた理由を説明する考慮事項を記載すべきである。例外的な状況を除き、企業犯罪の合意の決定は DOJ の公式ウェブサイト公表される。

以上